

# フロリダ州から日本に帰国・渡航する場合には (新型コロナウイルス関連の水際措置)

令和3年11月18日現在  
在マイアミ総領事館

## 査証申請

新規入国の  
外国籍の方のみ

- **新規入国は「特段の事情」が認められる方に限定**：現在、外国籍の方については、緊急・人道上の理由等により「特段の事情」があると認められる方のみ、査証申請が可能です。
- **ワクチン接種完了者に対する緩和措置**：**11/5から** ワクチン接種証明書を所持し、国内の受入責任者の申請により業所管省庁が「特段の事情」があると認めた①商用・就労目的の短期滞在者及び長期滞在者について、査証申請が可能となりました。
- **在留資格を有する再入国者（参考）**：在留資格を有する外国人については、原則、日本への再入国が可能です。入国査証の取得は必要ありません。

## 入国前

日本人を含む  
すべての方

- **陰性証明の取得は必須**：すべての方に「出国前72時間以内に受けたコロナウイルス検査の結果の証明書」の事前取得が求められます。同証明がないと日本に入国できません。また陰性証明書を所持していても、日本入国時には、空港で再度ウイルス検査が実施されます。
- **他の提出書類及びスマートフォン携行も必要**：入国に際しては、陰性証明のほか、日本国内の連絡先等についての「質問票」、国内での滞在・移動に関する「誓約書」等を提出し、誓約書の実施状況を確認するアプリを利用するためのスマートフォンを携行することも求められます。

## 入国後

日本人を含む  
すべての方

- **入国の翌日から14日間の待機**：入国翌日から14日間、下記の場合を除き、すべての方に宿泊場所（自宅等）で待機が求められます。
- **入国の翌日から10日目以降の解除条件**：ワクチン接種証明書を所持する方については、入国翌日から10日目以降に自主的に受けた検査の陰性結果を届け出ることによって待機が解除されます。
- **入国の翌日から4日目以降の活動開始条件**：**11/5から** ワクチン接種証明書を所持する①商用・就労目的の短期滞在者及び長期滞在者、②商用・就労目的で帰国する日本人については、国内の受入責任者が業所管省庁に審査済証明書を申請し、取得していれば、入国の翌日から3日目以降に自主的に受けた検査の陰性結果を届け出ることによって、4日目以降、受入責任者の管理下で活動計画書に沿った活動が認められます。③その他の在留資格を有する再入国者についても受入責任者が上記の審査済証明書が取得していれば、同様となります。
- **入国後3～6日間の厚生労働省指定の宿泊施設での待機はなし（参考）**：フロリダ州から日本に入国する場合、入国時の検査で陰性が判明すれば、厚生労働省指定の宿泊施設での3～6日間の待機は求められません。

## 本資料の参照先

[外国人の入国](#)

[業所管省庁への申請に基づく緩和措置](#)

[入国に際する提出書類等](#)

[フロリダ州内の検査機関](#)

[日本入国後の待機等](#)

[業所管省庁への申請に基づく緩和措置](#)

# 入国に際する提出書類等

日本への帰国/入国に際しては、「出国前72時間以内に受けたコロナウイルス検査の結果の証明書」（陰性証明書）以外に、入国後の連絡先についての「質問票」、国内での滞在・移動に関する「誓約書」等を提出し、誓約書の実施状況を確認するためのアプリを利用するためのスマートフォンを携帯すること等が求められています。詳細は、以下を参照ください。なお、陰性証明書を所持していても、日本入国時に空港において再度ウイルス検査が実施されます。

- 必要な提出書類一覧：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)
- 必要アプリのインストール：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

## ！ 陰性証明書で求められる条件等

### 検体採取時刻

日本への出国便の出発時刻から逆算して72時間以内の採取。米国内を国内線で移動し、米国内の他州の空港を経由した場合、搭乗予定者が経由した空港内に留まっていれば、その場所での滞在歴はないものとされ、この場合「出国前72時間」の起算点は、最初の出発地を出発した時間となります。

### 検体の種類

「鼻咽頭ぬぐい液Nasopharyngeal Swab/Smear」「唾液Saliva」及び「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs」の3種類のみ有効。

！ 「Nasal Swab」「Oral Swab」や「Nasal/Nasopharynx」等の複合表記、またその他の検体が記載された証明書は無効とされ、搭乗拒否や入国拒否～出発地へ送還などの事案が発生していますので、ご注意ください。

### 有効な検査方法

下記、厚生労働省HPを参照ください。

- 厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

！ 「Antigen test/kit（抗原検査）」「Rapid antigen test/kit(迅速抗原検査)」「Antibody test/kit(抗体検査)」等は認められず、無効とされます。

### 証明書の書式

(厚生労働省所定書式以外の場合)

厚生労働省の所定書式以外に、各検査施設独自の書式による証明書も認められていますが、その場合、厚生労働省書式に準じて、以下の内容が網羅されている必要があります。但し人定事項については、氏名や生年月日等の項目をパスポートと照合し本人であることが確認できれば、全項目が記載されていなくても有効とみなされます（氏名またはパスポート番号の記載がない場合は無効）。有効な検体・検査方法が記載されていない場合は、無効となります。

- 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）
- 検査法、採取検体の種類
- 結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
- 医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名）（医療機関名・医師名、印影について、米国においてはレターヘッド及び氏名の印字があれば有効な証明として扱われます。）

詳細は、以下をご参照下さい。

- 厚生労働省書式：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100177968.pdf>
- 検査証明書の用件：<https://www.mhlw.go.jp/content/000825143.pdf>
- 本邦渡航者用Q&A：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100228637.pdf>
- 3月11日領事メール（水際対策の強化／出国前検査証明の用件緩和）：<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100158377.pdf>

# フロリダ州内の検査機関

下記は、入国検疫の規定に沿った証明書が発行できることを当館において確認したフロリダ州内の検査機関のリストです。検査を希望される場合には、下記の留意事項をご確認の上、各医療機関にご相談下さい。

- 以下の医療機関は、当館が指定・斡旋する医療機関を意味するものではありません。参考情報として提供するものです。今後、検査方法等が変更される可能性もありますので、ご注意下さい。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、検査については時間を要する傾向にあり、各医療機関では72時間内に検査結果は出ていますが、保証はしていません。
- 診療・検査・証明書作成は有料です。保険適用の対象となるか否かはご契約の保険会社にご確認下さい。

機関	所在地	連絡先	概要
FG rapid Results	Miami 115 Northwest 167th St. Suite 101, N Miami Beach, FL 33169	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話 : 305-900-6252</li> <li>• URL : <a href="https://fgrapid.com/">https://fgrapid.com/</a></li> </ul>	鼻咽喉頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab (事前リクエスト要)、RT-PCR可、厚労省フォーマットへの記載可。
	Stuart 2223 Southeast Ocean Boulevard, Stuart, FL 34996	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話 : 772-214-1253</li> <li>• URL : <a href="https://fgstuart.com/">https://fgstuart.com/</a></li> </ul>	
	Kissimmee (Orlando) 3295 Oxford Dr. Kissimmee, FL 34746	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話 : 689-888-0456</li> <li>• URL : <a href="https://viprapid.com/">https://viprapid.com/</a></li> </ul>	
Evivia (Telemedicine)	1370 Washington Avenue, Miami Beach, FL, 33139	<ul style="list-style-type: none"> <li>• URL : <a href="https://eviviacare.com/">https://eviviacare.com/</a> (問い合わせはオンラインのみ)</li> </ul>	鼻咽喉頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、厚労省フォーマットへの記載可。
LAB DOC+OR	1425-A SE 17th Street, Fort Lauderdale, FL, 33316	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話 : 954-530-4447</li> <li>• URL : <a href="http://www.LabDoctor.Org">www.LabDoctor.Org</a></li> </ul>	鼻咽喉頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、厚労省フォーマットへの記載可。
URCare	Pinecrest Village Plaza, 12535 S Dixie Highway, Pinecrest, FL 33156	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電話 : 786-678-0601</li> <li>• URL : <a href="http://www.urcarecenter.com">www.urcarecenter.com</a></li> </ul>	鼻咽喉頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab、RT-PCR可、厚労省フォーマットへの記載可。
Passport Health	(各地に所在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• URL : <a href="https://www.passporthealthusa.com/">https://www.passporthealthusa.com/</a></li> </ul>	左記URLから、最寄りのサイトを検索し、「入国に際する提出書類等」に記載の陰性証明で求められる条件等が満たされているか御確認ください。

# 日本入国後の待機等

## 入国の翌日から14日間の待機

下記の場合を除き、すべての方に入国の翌日から14日間、宿泊場所（自宅等）で待機が求められます。

## 入国の翌日から10日目以降の待機の解除条件

外務省・厚生労働省にて有効と認めるワクチン接種証明書を所持する方について、入国の翌日から起算して10日目以降に、再度、自主的に受けた検査（PCR検査または抗原定量検査）の陰性結果を厚生労働省に届け出れば、残りの期間の自宅等での待機は解除となります。

- 外務省安全情報：[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C128.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html)
- 有効とするワクチン接種証明書：[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html)
- ワクチン接種証明書の「写し」の提出について（Q&A）：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)

## 入国の翌日から4日目以降の活動開始の条件 11/5から

ワクチン接種証明書を所持する①商用・就労目的の短期滞在者及び長期滞在者、②商用・就労目的で帰国する受入企業(団体)がある日本人については、国内の受入責任者が業所管省庁に審査済証明書を申請し、取得していれば、入国の翌日から3日目以降に自主的に受けた検査の陰性証明を厚生労働省に届け出ること、4日目以降に活動計画書の記載に沿った活動が認められます。③その他の在留資格を有する再入国者についても受入責任者が上記の審査済証明書を取得していれば、同様となります。本制度の概要は、「[業所管官庁への申請に基づく緩和措置](#)」を参照してください。

## 入国後3～6日間の厚生労働省の指定宿泊施設での待機は求められません（参考）

フロリダ州は、2021年9月20日をもって「水際対策上特に懸念すべき変異型以外の新型コロナウイルス指定地域」の指定から解除されました。フロリダ州から日本に入国する場合、入国時の検査で陰性が判明すれば、厚生労働省指定場所での3日間の待機は求められません。ただし入国翌日から14日間は、自身で用意した宿泊場所（自宅等）で待機することが求められます。またその間、公共交通機関の使用は認められていません。

# 外国人の入国

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）申請全般については、以下をご参照ください。

- 外務省HP：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

## 外国人の新規入国は「特段の事情」が認められる方のみ

現在、外国籍の方で新規に査証を申請する方は、「日本人の配偶者または子、二親等以内の親族」、「永住者の配偶者または子、二親等以内の親族」、「定住者の配偶者または子、一親等以内の親族」、所属先の教育機関に欠員が生じ補充が必要な在留資格認定証明書所持の滞在資格「教育」「教授」、在留資格「医療」、「1584案件」に該当する方、「元永住者」、人道的理由により訪日を希望される方及び外交・公用旅券所持者のみ、入国査証の申請が可能です。緊急・人道的理由により訪日の必要がある場合は、当館までご照会下さい。

**在マイアミ日本国総領事館**（月～金曜日、09:00～17:00）

- 電話：（305）530-9090（査証担当をお呼びください）
- メールアドレス：[consular1@mi.mofa.go.jp](mailto:consular1@mi.mofa.go.jp)

## ワクチン接種証明書を所持する商用・就労目的の短期滞在者及び長期滞在者に対する緩和措置 11/5から

上記に加え、国内の受入責任者の申請を受けて業所管省庁が「特段の事情」があると認めた、商用・就労目的の短期滞在者及び長期滞在者について、新規入国査証の申請が可能です。概要は「[業所管省庁への申請に基づく緩和措置](#)」を参照してください。また、この制度の活用は、入国者が入国の翌日から最短で4日目以降に活動を開始する条件にもなっています（「[日本入国後の待機](#)」を参照）。

## 在留資格を有する外国人の再入国（参考）

日本の在留資格を既に取得されており、再入国許可をもって日本を出国した方については、日本への再入国が原則可能です。入国査証の取得は必要ありません。



# 業所管省庁への申請に基づく緩和措置 11/5から

新規入国を希望する外国籍の方について、国内の受入責任者が業所管官庁に対し、誓約書、活動計画書等の書類をもって申請し、業所管省庁が「特段の事情」があると認め審査済証明書が発行されると、①商用・就労目的の短期滞在及び長期滞在の査証申請が行えます。

また上記の外国籍の方に加え、同様の手続きで事前に業所管省庁から審査済証明書の発行を受けた②商用・就労目的で帰国する受入企業(団体)がある日本人、③受入企業(団体)がいる在留資格を有する再入国者について、入国後、ワクチン接種証明書を提示し、更に入国の翌日から起算して3日後に改めて自主的に受けた検査の陰性証明書を厚生労働省に届け出ること、4日目以降に受入責任者の管理下で活動計画書の記載に沿った活動が認められます。

本申請は受入責任者から業所管省庁になされる必要があります。申請の実施要領、各省庁窓口一覧、申請書・誓約書・活動計画書等の書式は、以下のリンクをご覧ください。

- ・ 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」：[https://corona.go.jp/news/news\\_20211105\\_01.html](https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html)
- ・ 厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

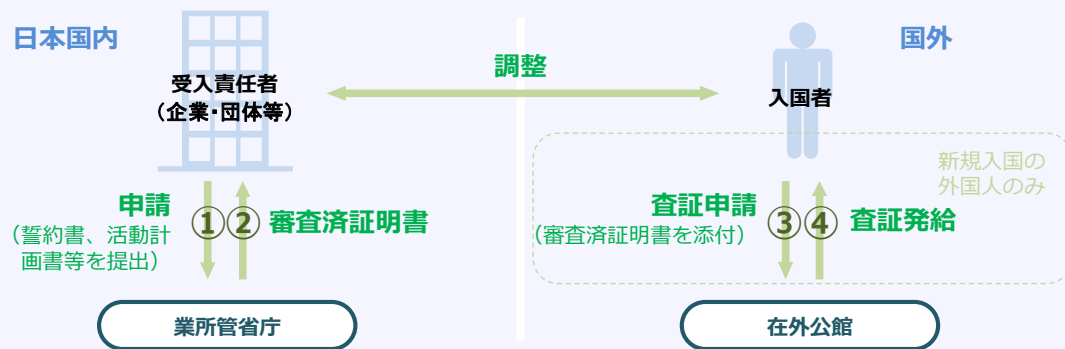
本申請についての照会は、在外公館では承っておりません。詳細は、直接、申請先の省庁へご照会いただきますようお願いいたします。申請省庁が不明の場合は、以下へご照会下さい。

## 厚生労働省コールセンター

- ・ 対応時間：月曜～日曜、09:00-21:00（日本時間）
- ・ 電話番号（海外から）：+81-50-1751-2158（対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語）  
（日本国内のみ）：0120-220-027 及び 0120-248-668

## 業所管省庁への申請に基づく緩和措置の概要

- ・ **受入責任者**：入国者を雇用する、または入国者を事業・興業のために招聘する企業・団体等。入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理の責任を負います。
- ・ **業所管省庁**：受入責任者の業種を所管する省庁。判断がつかない場合、自社の業種等に最も関係が深いと考える省庁に相談してください。照会先は上記の内閣官房または厚生労働省サイト内「業所管省庁申請窓口」を参照ください。



# 参考情報

## 内閣官房

- 水際対策強化に係る新たな措置  
[https://corona.go.jp/news/news\\_20211105\\_01.html](https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html)

## 外務省

- 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（2021年11月5日付）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100256049.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）（2021年11月5日付）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C138.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C138.html)
- 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直しについて）（2021年11月5日付）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C137.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C137.html)

## 法務省

- 海外からの入国  
[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00151.html)

## 厚生労働省

- これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)
- 帰国された皆様へ  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000691773.pdf>
- 水際対策の抜本的強化に関するQ&A  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html)